平成２７年（フ）第８７９号
さいたま市桜区大字下大久保60番地10
債務者　安野　健太
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３７８号
埼玉県吉川市大字三輪野江2476番地６
債務者　福士　郁弥
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目５番地２　みどり荘202号
債務者　中無田タケシこと　ナカムタ　リカルド　タケチ
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３９８号
千葉県市原市辰巳台東５丁目11番地１　武蔵屋グランパレスＢ－101
債務者　浅井　光春
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５０１号
千葉県市川市新井３丁目７番26―302号　（エスポワール市川）
債務者　小町テレシタこと　コマチ　テレシタ　ルマウイグ
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５６９号
千葉県市原市五井西６丁目12番地16　ラン・ドリームⅠ－201
債務者　長嶋　三紀
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７２号
新潟県魚沼市穴沢1320番地２　市営穴沢住宅
債務者　早川　勇司
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
高知市塩屋崎町２丁目１番17号
債務者　谷田　盛隆
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８４号
高知市幸町９番15号　ワンルームマンション29－２Ｃ
債務者　廣瀬　加奈
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２５号
愛知県豊川市国府町寒若寺54番地の１　グレースメゾン国府102号、従前の住所兵庫県西宮市生瀬武庫川町２番３－1908号
債務者　大墻　優子（旧姓谷口・柿本）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３３２１号
大阪市都島区大東町３丁目９番５－101号
債務者　金井明美こと　梁　　明美
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４４２号
大阪市東住吉区南田辺５丁目29番34―401号、前住所東京都中央区勝どき６丁目３番２－801号
債務者　青木沙登里（旧姓酒巻）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５７６号
大阪市西淀川区野里１丁目30番21号メゾン白百合502号室
債務者　三谷　彰子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０号
愛知県豊橋市佐藤１丁目９－１　市営才ノ神住宅３棟204号、住民票上の住所愛知県豊橋市飯村町字高山194番地の１
債務者　今原　義久
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１５８号
愛知県蒲郡市府相町新井前923番地　蒲郡ハイツ１－Ｃ
債務者　大橋　知剛
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部